

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課) 一

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 二

○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二

○土砂災害警戒区域の指定 () 四

○土地改良区役員の就任の届出 (北部地方振興事務所) 四

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (税 務 課) 四

公安委員会

○警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の

実施

収用委員会

○常磐自動車道真庭事件裁決手続開始決定

○常磐自動車道真庭事件審理の開始

○常磐自動車道真庭事件公示による通知

告 示

○宮城県告示第七百六十六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十四年十月九日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	コミック	若旦那、ご奉仕中 56514・46	(株)オークラ出版
二	雑 誌	恋愛熱情ラブパッション 2012 11月号 09657・11	(株)一水社
三	雑 誌	恋愛白書バステル 2012 11月号 19625・11	(株)宙出版
四	雑 誌	恋愛天国パラダイス 11月号 09675・11	(株)竹書房
五	雑 誌	miniパラ 10月号 08493・10	(株)竹書房
六	雑 誌	麗人Bravo! 2012 秋号 09614・10	(株)竹書房
七	雑 誌	泣ける!!波乱万丈女の劇場 16817・11	(株)メディアックス
八	雑 誌	サムライイーエルオー 11月号 14171・11	インフォレストパブリッシング(株)
九	雑 誌	エキサイティングマックス! 2012 11月号 02091・11	(株)ぶんか社
十	雑 誌	山崎大紀の本当にあつたHな話 日本全国おとなの絶品美女めぐり 57965・13	(株)ぶんか社
十一	雑 誌	恋愛ラブマックス 2012 10月号 17744・10	(株)秋田書店
十二	雑 誌	miniシユガー 2012 11月号 18425・11	(株)秋水社
十三	雑 誌	ウワキな彼女、ダメ…隣に聞こえちゃう編、 50039・19	(株)少年画報社
十四	雑 誌	漫画実話ナツクルズ 2012 11月号 18421・11	ミリオン出版(株)
十五	雑 誌	裏モノJAPAN 2012 11月号 01805・11	(株)鉄人社

二 指定理由

図書類の内容が、一から十三までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十四及び十五の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四二〇二二〇〇五八	トータルサポートセンター みんなの夢広場 石巻市鹿妻南一丁目十六・十七	生活介護 自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型	社会福祉法人 夢みの里	平成二十四年十月一日
〇四二〇五〇〇〇五二	高松園 気仙沼市唐桑町浦百九十五	短期入所	社会福祉法人 洗心会	平成二十四年十月一日
〇四二〇五〇〇〇六〇	第二高松園 気仙沼市唐桑町只越三百六十六番地五	短期入所	社会福祉法人 洗心会	平成二十四年十月一日
〇四二〇五〇〇〇七八	夢の森 気仙沼市赤岩大滝二・一	短期入所	社会福祉法人 洗心会	平成二十四年十月一日
〇四二〇五〇〇〇八六	身体障害者短期入所事業只越荘 気仙沼市唐桑町只越三百四十六番地十七	短期入所	社会福祉法人 恵心会	平成二十四年十月一日

○宮城県告示第七百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（国有林、次の図に示す部分に限る。）、栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百六十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十四年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栗原市（次の図に示す部分に限る。）、栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

宮城県知事 村 井 嘉 浩

菅原	菅原	原山	原山	川内	川口	川口	川口	坪坂下	鷹ノ巣	上沼沢3	貴船前2	岸	早坂沢1	下大土沢1	鹿込沢1	葛峰沢	区域の名称
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土砂災害の発生原因となる自然現象
栗原市鶯沢北郷早坂次の図のとおり	栗原市鶯沢北郷早坂次の図のとおり	栗原市鶯沢南郷柳沢次の図のとおり	栗原市鶯沢南郷柳沢次の図のとおり	栗原市一迫真坂字川内(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口新町、同市一迫字川口中町、同市一迫字川口沢(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口中町、同市一迫字川口日影(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口清水田(次の図のとおり)	栗原市一迫字川口鷹ノ巣(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字鷹ノ巣、同市栗駒文字下川原(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢角間(次の図のとおり)	栗原市金成有壁狼ノ掛、同市金成有壁貴船前、同市金成有壁有壁沢(次の図のとおり)	栗原市鶯沢北郷台下、同市鶯沢北郷朴洞(次の図のとおり)	栗原市鶯沢北郷早坂、同市鶯沢北郷境塚、同市鶯沢北郷若宮(次の図のとおり)	栗原市一迫字上大土、同市一迫字西沢(次の図のとおり)	栗原市一迫字鹿込(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字葛峰、同市栗駒文字高橋(次の図のとおり)	区域の所在地
																建築物の規制に必要となる事項	
																縦覧場所	
																宮城県土木部防犯課、栗原地域事務所	

普賢前	蔵本沢の2	山根の2	山ノ神の2	山ノ神の2	山ノ神の2	山ノ神の2	大久保沢の4	根岸の4	根岸の3	上新反田	久保田	大東の2	大東の1	荒砥沢	中山日向	桐木沢の2	倉沢の2	荒町	菅原	菅原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
栗原市金成普賢堂普賢前(次の図のとおり)	栗原市金成津久毛平形蔵本沢(次の図のとおり)	栗原市金成津久毛岩崎山根(次の図のとおり)	栗原市金成小迫山神次(次の図のとおり)	栗原市金成小迫山神次(次の図のとおり)	栗原市金成小迫山神次(次の図のとおり)	栗原市金成大久保沢次(次の図のとおり)	栗原市金成姉歯根岸次(次の図のとおり)	栗原市金成姉歯根岸次(次の図のとおり)	栗原市金成姉歯根岸次(次の図のとおり)	栗原市鶯沢南郷上新反田(次の図のとおり)	栗原市一迫字宮前、同市一迫字松の木、同市一迫字飯の森(次の図のとおり)	栗原市一迫字大川口大東(次の図のとおり)	栗原市一迫字大川口大東(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字山下次(次の図のとおり)	栗原市栗駒文字中山日向(次の図のとおり)	栗原市栗駒松倉小深田平、同市栗駒岩ヶ崎岩倉(次の図のとおり)	栗原市若柳有賀字倉沢(次の図のとおり)	栗原市鶯沢南郷荒町(次の図のとおり)	栗原市鶯沢北郷早坂次(次の図のとおり)	栗原市鶯沢北郷早坂次(次の図のとおり)

上吉目木	急傾斜地の崩壊	栗原市金成片馬合上吉目木(次の図のとおり)
日向田の2	急傾斜地の崩壊	栗原市金成日向田(次の図のとおり)
角間	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字草木沢角間(次の図のとおり)
角間	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字草木沢角間(次の図のとおり)
佐中	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字本沢佐中(次の図のとおり)
金沢	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字本沢金沢(次の図のとおり)
金沢	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字本沢金沢(次の図のとおり)
金沢	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字本沢金沢(次の図のとおり)
浅松沢	急傾斜地の崩壊	栗原市築館字照越浅松沢(次の図のとおり)
滝ノ沢	急傾斜地の崩壊	栗原市花山字本沢滝ノ沢(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百七十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十四年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
北沢向沢	土石流	栗原市鶯沢南郷北沢向、同市鶯沢南郷荒町(次の図のとおり)	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所
紙漣沢2	土石流	栗原市鶯沢北郷紙漣沢(次の図のとおり)	
狼ノ掛沢	土石流	栗原市金成有壁狼ノ掛(次の図のとおり)	

貴船前1	土石流	栗原市金成有壁狼ノ掛、同市金成有壁貴船前(次の図のとおり)
上沼沢4	土石流	栗原市花山字草木沢角間(次の図のとおり)
根岸の4	急傾斜地の崩壊	栗原市金成姉齒根岸(次の図のとおり)

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第七百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員の内、次のとおり届出があった。

平成二十四年十月九日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十四年九月十八日	小 山 智 正	栗原市一迫字上川原四十七番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年十月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県次期税務システム業務端末等機器類賃借等業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 契約締結日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 宮城県行政庁舎ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項等
 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から落札決定の日までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下

「暴力団」という。）、「暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者」として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしている」と認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している」と認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 仕様書に示す要件を満たした納入機器等の仕様等を入札説明書で定める期日までに県に提出することができること。

9 仕様書で定めるネットワーク機器等のサポートレベルを満たすこと。
10 セキュリティに関して次に掲げるいずれかの事項に該当すること。

(一) JIS Q 27001又はISO/IEC 27001を取得していること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を有していること。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1から7までの要件のすべてを満たしていること。また、構成員のいずれかが9の要件を満たしていること。さらに、協定書又は委任状等により企業連合の代表として指定された構成員（以下「代表構成員」という。）は8及び10の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本人札に参加していないこと。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十四年十一月十二日（月）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録）（電子的方式、磁気的方式その他他人の知覚によつて

は認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県総務部税務課システム開発班(担当 柴田 翔 電話〇二二・二二一・二三三二)

3 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十四年十一月二日(金)午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年十月三十日(火)午後五時までに2あて申し出ること。

4 現場説明会 行わない。

5 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

6 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合

イ 入札の期間 平成二十四年十一月十六日(金)午前九時から平成二十四年十一月二十日(火)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 郵送の場合は、平成二十四年十一月二十日(火)午後五時まで。郵送に当たっては、調達案件名及び開札日の中封筒に記載し、入札書在中の旨外封筒に朱書きの上、配達証明付書留郵便にて2の場所に提出すること。なお、期限を過ぎて提出された入札書はいかなる事由があつても受理しない。

口 持参の場合は、7の開札の日時まで開札場所に提出すること。

7 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年十一月二十一日(水)午後二時
(二) 場所 宮城県行政庁舎六階六一一会議室

五 入札に参加することができない者
1 二に定める資格を有しない者及び四5の審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けない者

六 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。
4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税の額及び地方消費税の額(当該額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無
8 契約書作成の要否 要

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行うものであつて、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となつたときは、契約書の定めにより契約を解除する。

10 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
11 詳細は入札説明書及び仕様書による。

七 概要

- 1 Place and Deadline to Submit Bid : November 20, 2012. System Development Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
- 2 Item(s)/Service (s) to be Procured: Lease of tax service terminals for Miyagi Prefecture's next tax period - 1 set
- 3 Place and Time of Bid Selection : November 21, 2012. 2 : 00 p.m., Miyagi Prefectural Government Office building, 6th Floor, 611 Meeting Room, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.
- 4 Contact Information : Sho Shibata, System Development Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan.

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第143号
 警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成24年10月9日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

- 1 講習実施期日
 平成24年11月19日（月）から同月22日（木）までの4日間（11月19日は午前9時30分から午後4時50分まで、20日及び21日は午前9時30分から午後3時50分まで、22日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了考査を実施する。）

- 2 実施場所
 仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会
- 3 受講定員
 40人

- 4 事前申込み
 (1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全全部生活環境課受付専用電話（022 - 224 - 7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取）

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

平成24年10月23日（火）から同月29日（月）までの土・日曜日を除く5日間（10月23日から28日までは午前9時から午後5時まで、29日のみ午後3時まで）
 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成24年10月30日（火）から同年11月5日（月）までの土・日曜日を除く5日間（毎日午前9時から午後5時まで）
 なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に申込先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。
 なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

イ 代理人が提出する場合は本人からの委任状 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
 一般社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全全部生活環境課
 （電話番号022 - 221 - 7171 内線3184・3185）

お問い合わせ

○警察委員会事務局 仙台市中央区
 千代田区民営（昭和三十七年法第111号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁

決手続の開始を決定した。

平成二十四年十月九日

宮 城 県 収 用 委 員 会

- 一 起業者の名称 東日本高速道路株式会社
- 二 事業の種類 高速自動車国道常磐自動車道新設工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
土地の所在 宮城県亘理郡山元町真庭字新田

地番	地 目		地 積		収用しようとする面積
	登記簿	現況	登記簿	実 測	
一番三	山林	山林	一、四六六 平方メートル	一、四六六・一五 平方メートル	一九〇・二六 平方メートル
一番四	山林	山林	一、四二二 平方メートル	一、四〇九・五〇 平方メートル	九七五・四五 平方メートル

四 土地所有者の氏名及び住所

登記名義人故佐藤耕助の相続人で、持分は、遺言状と法定相続分による。

持分八一分の六

Woodrow Toshio Sato

11029 Orleans River Ct. Rancho Cordova, CA 95670-2827 USA

持分八一分の六

Winnie Mine Doolittle

324 Lucinda St. Scotts Valley, CA 95066 USA

持分八一分の六

May Miyoko Biro

2535 Ivanhoe Dr., Los Angeles, CA 90039-3212 USA

持分八一分の六

Kiyo Sato Goodfader

316 Ridgemont Rd., El Paso, TX 79912-5331 USA

持分八一分の六

Robert Hiroshi Sato

922A 18th Ave., Honolulu, HI 96816 USA

持分八一分の三三三

Esther Fukio King

1617 Keeaumoku St., Apt. #804 Honolulu, HI 96822 USA

持分八一分の二

Victoria Akiko Salom

9022 SW 123rd Ct. #0-406, Miami, FL 33186-4144 USA

持分八一分の二

Herbert Seiji Kaneshiro

92-1299 Uahanai St., Kapolei, HI 96707 USA

持分八一分の六

Karen Amy Street

128-A Pokole Way, Kailua, HI 96734 USA

持分八一分の六

Sean Kokichi O'Connor

13225 Violetes Lock Rd., Darnestown, MD 20874 USA

持分八一分の二

氏名及び住所不明

ただし、登記名義人故佐藤耕助の孫である故 Lilian Koko Kaneshiro の長男故 Howard Masao Sumida 氏

Sumida 氏

五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びにその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日 平成二十四年十月一日

○宮城県収用委員会告示第四号

東日本高速道路株式会社起業の高速自動車国道常磐自動車道新設工事に係る土地収用事件（常磐自動車道真庭事件）について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成二十四年十月九日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 日時 平成二十四年十二月十日（月）午後二時から

二 場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎 九階 第一会議室

三 審理事項 右事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

○宮城県収用委員会告示第五号

常磐自動車道真庭事件について、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定に基づき通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十四年十月九日

宮 城 県 収 用 委 員 会

一 通知すべき書類

平成二十四年十月二日付け宮収第六号 審理の開始についての通知書

二 通知を受けるべき者

持分八一分の二

氏名及び住所不明

ただし、登記名義人故佐藤耕助の孫である故 Lillian Koko Kaneshiro の長男故 Howard Masao Sumida G.N.